

●香川県告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年11月30日から同年12月21日まで一般の縦覧に供する。

令和3年11月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 丸亀三好線（4号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡まんのう町七箇字野 口1339番地先から 仲多度郡まんのう町七箇字野 口1313番2地先まで	9.2~19.2	112	平成25年香川県告示第518号で 変更した区域

- 4 供用開始の期日 令和3年11月30日